守山市監査委員告示第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定に基づき執行した令和６年度財政的援助団体等監査の結果を同条第９項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和７年３月31日

守山市監査委員　馬　場　　章
守山市監査委員　森　　貴　尉

財政的援助団体等（指定管理者）監査結果報告書

１　対象団体等

(1) 指定管理者

TAC・ナショナルメンテナンス共同事業体

（代表事業者）

株式会社東京アスレティッククラブ

（構成事業者）

株式会社ナショナルメンテナンス

(2) 市所管課

環境生活部　ごみ減量推進課

２　対象施設

環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設

３　監査実施日時

令和７年２月10日（月）午後１時45分から午後２時53分まで

４　実施場所

エコパーク　環境学習室

５　監査方法

守山市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者が当該施設の管理運営にあたり、当該施設の設置目的に沿って、関係法令、協定書、仕様書等の定めるところにより、適正かつ効果的に業務を遂行しているかどうかを主眼とし、監査資料（令和６年11月30日現在）および関係書類等の提出を求め、関係人の説明を受け、監査を実施した。

６　監査結果

環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の指定管理について、概ね適切かつ適正な管理運営が行われているものと認められた。今後においても引き続き、実績や経験を基に、適切かつ効率的な施設の管理、運営等にあたられることを期待する。

なお、当日口頭にて指導した軽易な事項については、記述を省略した。

(1) 対象施設の管理運営業務について

関係法令ならびに協定書および仕様書に基づき、概ね適切かつ適正な管理運営が行われているものと認められた。

なお、業務内容は次のとおりである。

ア　環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の設備機器の維持管理業務

イ　環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の建物等衛生管理業務

ウ　環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の清掃および廃棄物処理業務

エ　環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の施設利用者の安全確保に関する業務

オ　環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の受付・使用許可・利用料金徴収業務

カ　環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の利用者案内・接客業務

(2) 指摘事項について

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

(3) 意見・要望事項について

ア　指定管理者

特に見受けられなかった。

イ　市所管課

特に見受けられなかった。

以上